

会員通知 第18号  
平成23年3月31日

会員代表者 各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

### 金融商品取引業者に係る連結規制の導入に伴う 「定款」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「定款」等の一部改正を行い、平成23年4月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本年4月1日に金融商品取引法及びその関係法令が一部改正され、一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結ベースでの規制・監督等の導入が図られることから、定款等において所要の整備を行い、またあわせて、上場会社が合併等の組織再編行為を行った場合において、株主総会決議後に当該組織再編契約が解除される事例が発生していることを踏まえ、その場合の上場維持を可能とするため組織再編行為に係る上場廃止日を見直すこととするなど、所要の制度整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

#### 1. 会員の本所への報告事項の見直しについて

報告事項として、新たに以下の事項を追加します。

##### ・金融商品取引業者である会員の報告事項

金融商品取引業者である会員は、特別金融商品取引業者である会員、会員の親会社（改正法第57条の2第8項に規定する親会社をいう。）若しくは指定親会社（改正法第57条の1第3項に規定する指定親会社をいう。）又は会員の特定主要株主（改正法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。）が、本所の定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を本所に報告することとします。

#### 2. 会員に対する処置について

特別金融商品取引業者である会員については、改正法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が本所の定める水準を下回った場合、定款第52条に規定する処置（本所の市場における有価証券の売買等の停止又は制限等）の対象とします。

### 3. 特別金融商品取引業者に関する経営の健全性の状況に係る基準等について

#### (1) 特別金融商品取引業者である会員に対する処置基準について

定款施行規則第8条の2に規定する「本所が定める水準」については、連結自己資本規制比率<sup>i</sup>120パーセントとします。

#### (2) 連結自己資本規制比率が140パーセントを下回った場合の本所への報告について

特別金融商品取引業者である会員が「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」-6-2(2)に基づき連結自己資本規制比率が140パーセントを下回った旨の報告を行政当局に行った場合、当該会員は、本所に対し、定款第22条及び定款施行規則第4条第29号に基づき、行政当局に報告した連結自己資本規制比率の水準を報告することとします。

### 4. その他

#### (1) 組織再編行為に係る上場廃止日の見直し

上場会社が合併などの組織再編行為を行い上場廃止となる場合の上場廃止日について、効力発生日の3日前(休業日を除外する。)の日を上場廃止日とすることとします。

#### (2) 他の取引所からの要請に基づく会社情報に係る報告の新設

上場会社は、有価証券の売買等の公正の確保を図るため、他の取引所からの情報提供の要請を受けて本所が会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合は、直ちに照会事項について本所に報告するものとします。

#### (3) その他

その他所要の改正を行います。

以上

---

<sup>i</sup> 金融庁長官告示：「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」第二条に規定する「連結自己資本規制比率」を指します。

## 会員の報告事項

今回の規則改正で会員が新たに本所に報告する事項は下表のとおりとなります。

対象となる会員		規則改正により 新たに報告を行う事項 (定款施行規則 第4条該当号) <sup>1</sup>
金融商品 取引業者	全ての会員 (特定主要株主に係る報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第13号の2</li> <li>・ 第28号の8</li> </ul>
	特別金融商品取引業者 <sup>2</sup> である会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第24号の2</li> <li>・ 第25号</li> <li>・ 第26号</li> <li>・ 第28号の4</li> </ul>
	特別金融商品取引業者のうち、親会社が 指定親会社として指定されている会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2号の2</li> <li>・ 第5号の2</li> <li>・ 第6号の2</li> <li>・ 第7号の2</li> <li>・ 第8号の2</li> <li>・ 第13号の2</li> <li>・ 第14号</li> <li>・ 第19号の2</li> <li>・ 第20号の2</li> <li>・ 第21号の2</li> <li>・ 第24号の3</li> <li>・ 第25号の2</li> <li>・ 第26号の2</li> <li>・ 第28号の2</li> <li>・ 第28号の5</li> <li>・ 第28号の6</li> <li>・ 第28号の7</li> </ul>

以上

<sup>1</sup> 規定内容については、規則改正新旧対照表をご参照ください。

<sup>2</sup> 改正法において特別金融商品取引業者とは、総資産の額が金融商品取引法施行令で規定される金額(1兆円)を超える第一種金融商品取引業者(外国法人を除く)をいうものとされています。

金融商品取引業者に係る連結規制の導入に伴う「定款」等の一部改正について

目 次

(ページ)

1 . 定款の一部改正新旧対照表 .....	1
2 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	2
3 . 定款施行規則の一部改正新旧対照表 .....	4
4 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正 新旧対照表 .....	8
5 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	1 2
6 . 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	1 4

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき等の処置)</p> <p>第52条 本所は、会員の自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき又は<u>特別金融商品取引業者(法第57条の2第2項に規定する特別金融商品取引業者をいう。)</u>である会員について、<u>法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が、本所が定める水準を下回ったときは</u>、当該会員を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該会員の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>(自己資本規制比率が120パーセントを下回ったときの処置)</p> <p>第52条 本所は、会員の自己資本規制比率が120パーセントを下回ったときは、当該会員を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該会員の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。</u></p> <p><u>(1) 本所が上場有価証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合(本所が、本所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。)</u></p> <p><u>(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場会社に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合</u></p>	<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第3章 書類の提出等 (決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。<u>ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、本所が適当と認めるときは、当</u></p>	<p>第3章 書類の提出等 (決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p>

該書類の提出を要しないものとする。

(1) ~ (12) (略)

2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。)及び第2項から第4項のいずれかに該当した場合は、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、本所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

3 (略)

第12条の2 削 除

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

(1) ~ (12) (略)

2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。)及び第2項から第4項のいずれかに該当した場合は、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 (略)

(準用規定)

第12条の2 第3条第1項の規定は、本所が上場有価証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合に準用する。

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 指定親会社(法第57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。)が法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(5)の2 指定親会社について、破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。</u></p> <p>(7) 定款の変更(商号又は名称の変更(英文の商号又は名称の変更を含む。))の場合を除く。)があったとき。</p> <p><u>(7)の2 指定親会社の定款の変更があったことを知ったとき。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 指定親会社の資本金の額又は出資の総額の変更があったことを知ったとき。</u></p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p><u>(13)の2 指定親会社が法令の規定により検査を受けたことを知ったとき及び指定親会社又は特定主要株主(法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。以下同</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 定款の変更(商号又は名称の変更(英文の商号又は名称の変更を含む。))の場合を除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>(新設)</p>



じ。)が法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき(外国法人が指定親会社である場合にあっては、外国金融商品取引法令の規定により、処分又は処罰を受けたことを知ったときを含む。)。

(14) 前2号に掲げる検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。

(15)・(16) (略)

(17) 国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所に加入又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)。

(18)・(19) (略)

(19)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

(20) 主要株主(法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。)が同条第1項第5号二又はホに該当することとなった事実を知ったとき(外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき)。

(20)の2 指定親会社の主要株主が法第29条の4第1項第5号二又はホに該当することとなった事実を知ったとき。

(21) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。)を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法(昭和26

(14) 前号に掲げる検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。

(15)・(16) (略)

(17) 国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所への加入又は脱退(取引資格の取得又は喪失を含む。)

(18)・(19) (略)

(新設)

(20) 主要株主(法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。)が法第29条の4第1項第5号二又はホに該当することとなった事実を知ったとき(外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき)。

(新設)

(21) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。)を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法(昭和26年法律第222

年法律第222号)による調停(調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。)を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(21)の2 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。

(22)~(24) (略)

(24)の2 法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(24)の3 最終指定親会社(法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。)が法第57条の17第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(25) 事業報告書を作成したとき(特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したときを含む。)

(25)の2 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。

(26) 業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき(特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の4に基づく説明書類を作成したときを含む。)

(26)の2 最終指定親会社が業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。

(27)・(28) (略)

号)による調停(調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。)を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(新設)

(22)~(24) (略)

(新設)

(新設)

(25) 事業報告書を作成したとき。

(新設)

(26) 業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。

(新設)

(27)・(28) (略)

(28)の2 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。

(新設)

(28)の3 (略)

(29) (略)

(28)の4 法第57条の2第1項又は同条第6項(同項第2号に該当することとなつた場合に限る。)の届出を行ったとき。

(新設)

(28)の5 指定親会社の指定があつたこと、当該指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失つたことを知ったとき。

(新設)

(28)の6 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき(当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。)

(新設)

(28)の7 指定親会社の役員の変更があつたことを知ったとき(第12号に掲げる場合を除く。)

(新設)

(28)の8 新たに特定主要株主に該当した者があつたこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があつたことを知ったとき。

(新設)

(29) 前各号に掲げる場合のほか、自ら又は指定親会社が内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、本所がその報告の必要があると認めたととき。

(30) 前各号に掲げる場合のほか、内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、本所がその報告の必要があると認めたととき。

(本所が定める水準)

第8条の2 定款第52条に規定する本所が定める水準は、あらかじめ本所が定めるものとする。

(新設)

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係            (1)・(1)の2（略）            (2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a（略）            b 第2号dに掲げる事実            (a) 訴えが提起された場合  <u>次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。</u>  <u>イ 訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会計の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u>  <u>ロ 取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項</u>            (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合  <u>前(a)のイに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部</u></p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係            (1)・(1)の2（略）            (2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a（略）            b 第2号dに掲げる事実            (a) 訴えが提起された場合  <u>訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u>            (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合  <u>前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部</u></p>

全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この（b）において同じ。）この場合又は前（a）のイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ～二 （略）

ホ 取引規制府令第50条第3号は口に掲げる事項

c～ （略）

（2）の2～（5） （略）

2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係

（1） 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a～l （略）

m 第1号qに掲げる事項

当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

（2） （略）

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

（1）・（2） （略）

（3） 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～dの2 （略）

dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この（b）において同じ。）この場合又は前（a）に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ～二 （略）

ホ 取引規制府令第50条第3号イ又は口に掲げる事項

c～ （略）

（2）の2～（5） （略）

2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係

（1） 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a～l （略）

m 第1号qに掲げる事項

当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

（2） （略）

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

（1）・（2） （略）

（3） 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～dの2 （略）

dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

次の（ a ）から（ f ）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（ a ）（ b ）（ d ）及び（ f ）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（ a ） （略）

（ b ） 会社法第 7 8 2 条第 1 項又は第 7 9 4 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日まで

（ c ）～（ f ） （略）

d の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 3 に掲げる事項

次の（ a ）から（ d ）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（ a ）及び（ d ）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（ a ） 会社法第 8 0 3 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

（ b ）～（ d ） （略）

e 第 2 条第 1 項第 1 号 g に掲げる事項

次の（ a ）から（ f ）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（ a ）（ b ）（ d ）及び（ f ）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（ a ） （略）

（ b ） 会社法第 7 8 2 条第 1 項、第 7 9 4 条第 1 項又は第 8 0 3 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

次の（ a ）から（ f ）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（ a ）（ b ）（ d ）及び（ f ）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（ a ） （略）

（ b ） 会社法第 7 8 2 条第 1 項又は第 7 9 4 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日まで

（ c ）～（ f ） （略）

d の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 3 に掲げる事項

次の（ a ）から（ d ）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（ a ）及び（ d ）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（ a ） 会社法第 8 0 3 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

（ b ）～（ d ） （略）

e 第 2 条第 1 項第 1 号 g に掲げる事項

次の（ a ）から（ f ）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（ a ）（ b ）（ d ）及び（ f ）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（ a ） （略）

（ b ） 会社法第 7 8 2 条第 1 項、第 7 9 4 条第 1 項又は第 8 0 3 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店  
に備え置くこととされている日までに

(c) ~ (g) (略)  
eの3 ~ n (略)  
(4) ~ (7) (略)

(削る)

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

これらの規定により当該書面を本店  
に備え置くこととされている日の前日  
までに

(c) ~ (g) (略)  
eの3 ~ n (略)  
(4) ~ (7) (略)

11. の2 第12条の2 (準用規定) 関係

第12条の2において準用する第3条第1  
項に規定する「本所が上場有価証券の売買管  
理上必要と認めて照会を行った場合」には、  
本所が、本所の市場における有価証券の売買  
等の公正の確保を図るための調査のため必要  
があると認めて、会社情報の発生から公表に  
至る経緯等について照会を行った場合を含む  
ものとする。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4. 第4条(上場廃止日の取扱い)関係</p> <p>第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2条第8号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券</p> <p>合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第2条第15号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当する上場株券</p> <p>株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。</p>	<p>4. 第4条(上場廃止日の取扱い)関係</p> <p>第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2条第8号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合(同bに規定する合併による解散の場合にあっては、合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。))を交付する場合に限る。)に該当する上場株券</p> <p>合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第2条第15号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(13)a又はb(株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(当該規定</p>



( 6 ) 第 2 条第 1 8 号 ( 第 2 条の 2 第 3 号に  
よる場合を含む。 ) に該当する銘柄  
株式の取得がその効力を生ずる日の 3 日  
前 ( 休業日を除外する。 ) の日。

( 7 ) ・ ( 8 ) ( 略 )

付 則

この改正規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施  
行する。

に定める会社に相当する会社が発行者であ  
るものに限る。 ) を交付する場合に限る。 )  
の規定に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ず  
る日の 3 日前 ( 休業日を除外する。 ) の日。  
( 6 ) 第 2 条第 1 8 号 ( 第 2 条の 2 第 3 号に  
よる場合を含む。 ) のうち、本取扱い 1 . ( 1  
5 ) a の規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の 3 日  
前 ( 休業日を除外する。 ) の日。

( 7 ) ・ ( 8 ) ( 略 )

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 整理銘柄への指定</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(4)に該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合を除く。)には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 整理銘柄への指定</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合を除く。)には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 整理銘柄への指定期間</p> <p>整理銘柄への指定期間は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 整理銘柄への指定期間</p> <p>整理銘柄への指定期間は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指</p>

定することができる。ただし、株券上場廃止基準取扱い1.(8)b(a)、同1.(13)a、同1.(15)a又は同4.(4)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

2 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

定することができる。ただし、株券上場廃止基準取扱い1.(8)b(a) 若しくは同1.(13)a又は同4.(4) 若しくは同4.(6)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

2 (略)